

昭和60年商業統計調査

商業調査票 (法人用)

昭和60年5月1日

指定統計 第23号



市区町村番号, 基本調査区番号, 商店番号, 大規模店舗番号

商社番号

甲

この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、申告者に利害関係を生ずるような目的に使用されることではありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に漏らすことは法律により禁じられております。

1. 商店名及び所在地, 2. 経営組織及び資本金額又は出資金額, 3. 商店の開設年, 4. 売場面積, 5. 開店時刻及び閉店時刻, 6. 従業者数, 7. 年間商品販売額, 8. 修理料, サービス料, 仲立手数料の収入額, 9. 商品手持額

10. 年間商品仕入額の仕入先別割合, 11. 年間商品販売額の卸先別割合, 12. 年間商品販売額の販売方法別割合, 13. セルフサービス方式の採用の有無, 14. 1. 単独店, 2. 本店, 3. 支店

15. 営業経費(年間), 16. 企業の店舗数等, 17. 本店(本社)の事業, 備考, 申告者の記名及び押印

記入に当たっては、裏面の記入注意及び別紙の調査票の記入の仕方をよく読んでください。この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。

通商産業省

記入注意

調査票の記入に当たっては、調査票の項目欄の説明とこの記入注意及び商品分類表を参照してください。

一般事項

- 1. 調査票には青、黒のインキ又はボールペンで明りょうに記入してください。
2. 割合を記入する欄は、整数で記入し、その合計が100%になるようにしてください。100%にならないときは、割合の最も大きいところで調整し内訳と合計は必ず一致するようにしてください。
3. 調査事項の欄ごとに、その欄全部について、該当がないときは、斜線を引かないで、空欄にしておいてください。調査事項の欄の一部に該当があっても、他は空白の場合は「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。

調査事項

項目1. 商店名及び所在地

商店名は、略称でなく、正規の名称(例えば株式会社〇〇商店、〇〇株式会社〇〇支店など)で記入してください。

項目3. 商店の開業年

- (1) 商店の開業年とは、この店が現在の場所で事業を始めた年をいいます。
(2) 支店、営業所、出張所などの場合は、本店(本店)の開業年ではなく、この支店などが開設された年を記入してください。

項目4. 売場面積

- (1) この欄は小売業のみ記入します。
(2) 自動車小売業、牛乳小売業、靴小売業、新聞小売業及びガソリンスタンド等は記入する必要はありません。
(3) この欄が商品を販売するために使用している延床面積を記入してください。
(4) 売場面積に含めない部分
ア. 売場
直接物品販売の用に供する部分
売場間の通路
売場と売場を結ぶ客用通路
ウ. ショールーム等
商品の展示又は実演の用に供する施設
オ. サービス施設
手荷物一時預り所等及び案内所等
カ. 入り所等
写真のDPE及びクレーン作業用等
キ. 商品加工修理所
カメラ・時計等の加工修理所
(5) 売場面積に含めない部分
イ. エスカレーター
ウ. エレベーター等
エ. 食堂・喫茶室
オ. 文化催事場
カ. 厕所
キ. 事務室
ク. 倉庫
ケ. 製造小売業の商品を製造するための作業所

項目5. 開店時刻及び閉店時刻

- (1) この欄は小売業のみ記入します。
(2) 新聞小売業及び牛乳小売業は記入する必要はありません。
(3) 原則として開店日(昭和60年5月1日)現在の開店、閉店時刻をいいます。
この場合、調査日が休業日及びセール等により開店、閉店時刻が通常と異なる場合は、調査日に近い時点の通常時刻とします。
(4) 開店時刻とは、商店の出入口が開いて来客が自由に入店できる時刻をいいます。また、閉店時刻とは来客が退店してらうべき時刻をいいます。
(5) 次のような場合は、以下の要領で記入してください。
ア. 開店、閉店時刻がその商店の部門によって異なる場合は、その部門の主要な部門の時刻とします。
イ. 製造小売業の場合は、商品の製造に要する時間を含まません。
ウ. セールスマン及び配達員が従事している商店の取り扱い員ははたかとのりです。
(7) 店頭販売をしている場合は、セールスマン及び配達員の営業時間は含まれません。
(8) 店頭販売をしていない場合は、セールスマン及び配達員の出勤・帰店時刻とします。

項目6. 従業者数

- (1) 従業者とは昭和60年5月1日(又はこれに最も近い給与締切日)現在で、この店の業務に従事している常務、団体の有給役員及び臨時雇用従業者をいいます。なお、他の事業所から派遣役員としてきている者を除き、他へ派遣している者を含まず。
また、長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けなかった者は在籍者でもありません。
(2) 臨時雇用従業者とは、一定の期間を定めないで、又は1か月を超過する期間を定めて雇用している者をいいます。また、昭和60年3月、4月のそれぞれの月において、18日以上雇用した臨時者を含めます。
なお、家族従業者であっても一定の給与を受けている者を含みます。

項目7. 年間商品販売額

- (1) 商品名及び分類番号
ア. 商品名は、別紙の商品分類表に記載された大字の名称によって、即売したときは卸売部門の商品名を、また、小売したときは、小売部門の商品名を分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を〇で囲んでください。
イ. 飲食店を兼ねている場合は、区分の飲食店を〇囲みし、商品名を「飲食店」、分類番号を「59111」と記入してください。
ウ. 取扱商品(商品分類表の商品区分)が2つ以上ある場合は、過去1か年間の販売額のうち最も多いものを1つに記入してください。調査票記入欄に記入しきれない場合は補助欄を越えて記入するようにしてください。
なお、販売額が少ない商品については総額の一割を超えない限度で一括して便宜上「その他」という名称で最後の欄に記入し、即売の場合は「51999」、小売の場合は「58999」の分類番号を併し支えありません。
エ. 取扱商品がこの分類表のどこにも入らからないときは、その具体的な商品名(商標名でない一般的な名称)を記入し、卸売、小売の区分を〇で囲んでください。
(2) 年間商品販売額
年間商品販売額は、昭和59年5月1日から昭和60年4月30日までの販売額を記入してください。なお、この期間で販売することが困難な場合は最寄りの決算日(1か年間の販売額とも差支えありません。(項目8. 10. 11. 12. 15)についても同様に入してください。
なお、次の場合も販売額に含めます。
ア. 自企業内の本支店間又は支店相互間で帳簿上商品の振替えを行った場合の振替仕切額
(注) この場合は「卸売」として記入します。
イ. 他から販売を委託されている商品(委託品)の販売額
ウ. 自店内で製造した商品の即売(製造品)も行っている場合の即売販売額
(注) 土地、家屋などの不動産及び株券、商品券、宝くじなどの有価証券の売買は年間商品販売額に含めないでください。
(3) 即売、小売の区分
「即売」とは小売業又は他の卸売業に商品を販売した場合をいいます。
なお、次の場合も「即売」となります。
ア. 航空運、建設業、運輸通信業、サービス業(ホテル、病院、理容店、学校など)、官公庁又は、その他の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売した場合
イ. 業務用に主として使用される商品(事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械、農機具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かたなど)などを販売した場合
(注) 自企業内の本支店、支店相互間及び自企業内の他の場所にある工場に販路上商品の振替えを行った場合は便宜上この欄に卸売と記入していただきます。また、この欄に卸売と記入した場合は必ず卸売商品として計上し、項目11の販売先別割合欄の「卸売」に記入してください。
「小売」とは個人用又は家庭用用途のための商品を販売した場合及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売した場合をいいます。
(注) 小売店であっても、例えば「酒類小売店」が飲食店に酒類を業務用に販売したような場合は「卸売」となりますので、一般家庭への小売分は、「59211酒、調味料(小売)」、飲食店への即売分は「51331酒類(即売)」のようにそれぞれ区分して記入してください。

項目8. 修繕料、サービス料、仲立手数料の取戻額

- (1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行っている場合、又は、商品売上の伸立を行っている場合は、その手数料取戻額を記入してください。
(2) 「業務内容」欄には、例えば「時計修理」、「DPE」、「電気工事」、「中場作立」、などのように具体的に記入してください。

項目9. 商品手持額

- 調査日(昭和60年5月1日)現在で、この店が、販売の目的で保有しているすべての手持商品(製造小売業の場合は原材料、半製品を含みます)の総額を記入してください。調査日現在によることが困難な場合は、最寄りの決算日又は期末日現在によっても差し支えありません。
商品手持額は次のようにして記入します。
(1) 商品手持額の評価は、原則として仕入原価によります。

- (2) 営業倉庫又は他の場所にある自家用倉庫、置場などに保管してある商品あるいは買入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売の場合、一般家庭などに保管を依頼した商品も商品販売額に含めます。
(3) 他から販売を委託されている商品(委託品)は、この商店の商品手持額に含め、他へ販売を委託している商品(委託品)は、この店の商品手持額には含めません。

項目10. 年間商品仕入額の仕入先別割合

- 調査日(昭和60年5月1日)前1か年間の商品仕入額の仕入先別割合を決の区分に分けて記入してください。
なお、仕入先とは商品の発送元ではなく商品の売買契約先をいいます。
業 者 別
(1) 「1. 自店内製造」
商店がその場で商品を製造した場合はいいます。
別の場所にある本支店又は工場で製造した商品は含めません。
(2) 「2. 本支店間移動」
自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業内の他の場所にある工場から販路上商品の振替えを行った場合をいいます。
(3) 「3. 生産業者」
生産業者から直接仕入れた場合をいいます。なお、生産業者欄は「株式会社」その他の生産業者に区分されません。
ア. 「3. 1. 株式会社」
生産業者が自社の発行する株式総数の50%を超える株式、又は資本の50%を超える出資口数を持つ会社から商品仕入れた場合に限りその割合を記入してください。
イ. 「3. 2. その他の生産業者」
上記の割合以外の生産業者をいいます。
ただし、生産業者の販売事業所から仕入れた場合は「生産業者」からの仕入れではなく、「卸売業者、その他」からの仕入れになります。
(4) 「5. 卸売業者、その他」
卸売、商店に仕入れた場合、卸売業者、その他からの仕入れをいいます。
(5) 「6. 国外(直接輸入)」
この欄は自店名で通関手続を行って、商品を国外から直接輸入した場合に限って記入してください。
貿易業者又は国内の外人商社から外国製商品を仕入れた場合は、「卸売業者、その他」からの仕入れになります。
(注) 「国外」の割合は業者別の「国外」の割合と同じ割合になります。

都道府県別

- 「都道府県」欄には仕入割合の大きいものから順に4都道府県まで記入し、残りの割合は最後の「その他の都道府県」に一括記入してください。
「国外」の割合は業者別の「国外」の割合と同じ割合になります。
(注) 「国外」の割合は業者別の「国外」の割合と同じ割合になります。

項目11. 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合

- この欄には項目7の年間商品販売額欄に記入されたものうち卸売金額について、その販売先別割合を記入してください。
なお、販売先とは商品の送付先ではなく商品の売買契約先をいいます。
業 者 別
(1) 「1. 本支店間移動」
自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業内の他の場所にある工場などに販路上商品の振替えを行った場合をいいます。
(2) 「2. 卸売業者」
他の卸売業者に商品を卸売した場合をいいます。
(3) 「3. 小売業者」
小売業者に商品を卸売した場合をいいます。
(4) 「ウ. 産業用使用者」
商業、鉱工業、建設業、サービス業(ホテル、病院、理容店、学校など)、官公庁などに産業用(業務用)として商品を販売した場合をいいます。
(注) 商店にその商店が業務に必要な設備(事務用機械、陳列棚など)などを販売(即売)した場合は「卸売業者」又は「小売業者」ではなく「産業用使用者」欄に記入します。
(5) 「6. 国外(直接輸入)」
自店名で通関手続を行って直接輸入した場合に限って記入してください。したがって輸出向けの商品を貿易業者又は国内の外人商社に卸売した場合は「卸売業者」欄に記入してください。
(注) 「国外」の割合は業者別の「国外」の割合と同じ割合になります。

都道府県別

- 都道府県別には販売先割合の大きいものから順に4都道府県まで記入し、残りの割合は最後の「その他の都道府県」に一括記入してください。
(注) 「国外」の割合は業者別の「国外」の割合と同じ割合になります。

項目12. 年間商品販売額の販売方法別割合

- (1) 「1. 現金販売」
小切手、商品券による販売も含みます。
(2) 「2. 割賦販売」
消費者(購入者)が商品を購入し、その代金を2か月以上の期間にわたって、かつ3回以上に分割して支払うことをいい、主に次のものが含まれます。

- ① 自店割賦一販売業者が消費者(購入者)に商品を販売し、自己の責任のもとで代金を2か月以上、かつ3回以上に分割して受取ることをいいます。なお、販売業者が自社名で発行した「カード」を提示した消費者(購入者)に割賦販売することも含まれます。

- ② クレジットカード、チェック(割賦払いによるもの)一団体(協同組合、専門店)、信販会社の発行するチェックと引き換えに、又はクレジットカードを提示した消費者(購入者)に商品を販売し、その代金は団体又は信販会社等から支払われ、消費者(購入者)はその代金を団体又は信販会社等に2か月以上、かつ3回以上に分割して支払います。

- ③ 割賦販売(ショッピングクレジット等)消費者(購入者)がクレジットカード、チェック等を利用して販売業者が消費者(購入者)に商品を販売し、その代金は、信販会社等から支払われることをいい、ショッピングクレジット、単品割賦と呼ばれています。なお消費者(購入者)はその代金を信販会社等に2か月以上、かつ3回以上に分割して支払います。

- ④ メーカー月賦一括して耐久消費財販売業者が消費者(購入者)に商品を割賦販売する上同時に、その代金をその商品のメーカーの持つクレジット会社に買い取ってもらうのをいい、家電メーカー系クレジット会社、自動車メーカー系クレジット会社等があります。なお、消費者(購入者)はその代金を2か月以上、かつ3回以上に分割して支払います。

- ⑤ ローン消費者(購入者)が商品の代金を金融機関(銀行、信用金庫、信託会社等)から借り入れ、2か月以上、かつ3回以上に分割して金融機関に返済することを条件とするものに販売業者が消費者(購入者)の保証をして、商品を販売することをいいます。

- (3) 「3. 掛売・その他」
上記の「割賦販売」以外の信用販売をしていいます。この場合、半形、金融機関などが発行するクレジットカード販売及び信販会社等の発行するクレジットカード販売(割賦でないもの)などが含まれます。なお、新聞、牛乳の月決め販売も含まれます。

項目13. セルフサービス方式の採用の有無

セルフサービス方式とは、次の3つの条件をおいている形式の販売方法をいいます。

- (1) 商品があらかじめ包装され、値段がつけられていること。
(2) 店に備えつけられたバスケットなどにより、客が自分で取り集めるような形式をとっていること。
(3) 売場の出入口などに設けた勘定簿で一括して代金の支払いを行う形式になっていること。

項目15. 営業経費(年間)

- この欄には「14. 商店の本支店別」で「1. 単独店」に〇印をつけた商店のみ記入してください。
営業経費とは
昭和59年5月1日から昭和60年4月30日までの1か年間の商品仕入額を除いたいっさいの営業上の経費をいいます。
(1) 「給与額」
会社、団体の有給役員、臨時雇用従業者、臨時日雇の従業者など、その商店の従業者に対して支払ったか、又は、支払われなければならない金額をいいます。
(2) 「その他の営業経費」
商品仕入額及び給与額を除くいっさいの営業上の経費をいい、その主なものには、送受荷運賃、通信運賃費、宣伝広告費、交際費、減価償却費、地代、家賃及び、また、製造間接、製造小売業の場合の原材料購入費、委託加工費は経費ではありません。

項目16. 企業の店舗数等

- この欄は「14. 商店の本支店別」で「2. 本店」に〇印をつけた商店のみ記入してください。
この欄には、国内にある本店、支店などを合わせた企業全体について記入してください。なお、商業以外の事業所の方は含めません。しかし、これを区別することが困難な場合は含めて記入しても差し支えありません。
(1) 「ア. 店舗数(本店を含む)」
本店を含めた企業全体の商業を営む事業所数を記入してください。
(2) 「イ. 企業全体の卸売、小売の区分」
企業全体の商品販売額のうち、卸売と小売のいずれが多いかによってあてはまる番号を〇で囲んでください。
(3) 「ウ. 従業者総数(有給役員を含む)」
商業活動を営む事業所に従事する企業全体の従業者総数を記入してください。
(4) 「エ. 年間商品販売総額」
昭和59年5月1日から昭和60年4月30日までの1か年間の企業全体の商品販売額を記入してください。この場合の販売額は自企業内の本支店間、支店相互間の取引を除き、企業外での販売額だけを記入してください。
なお、電話販売の場合は委託品の販売額を含めてください。
(5) 「オ. 営業経費総額(年間)」
昭和59年5月1日から昭和60年4月30日までの1か年間の企業全体の商品仕入額を除いた、いっさいの営業上の経費(商業以外の事業所分を除く)を記入してください。